

第2回地域まちづくりのあり方検討会資料

NEXT FUTURE

令和5年2月22日（水）



地域振興部

地域コミュニティ課

■ 全国における地域運営組織の状況（令和3年度総務省調査）

■ 地域自治区制度を導入している自治体の状況

- ・ 愛知県 豊田市
- ・ 新潟県 上越市

■ 独自の制度を導入している自治体の状況

- ・ 香川県 高松市
- ・ 兵庫県 明石市
- ・ 愛知県 高浜市

地域運営組織の定義

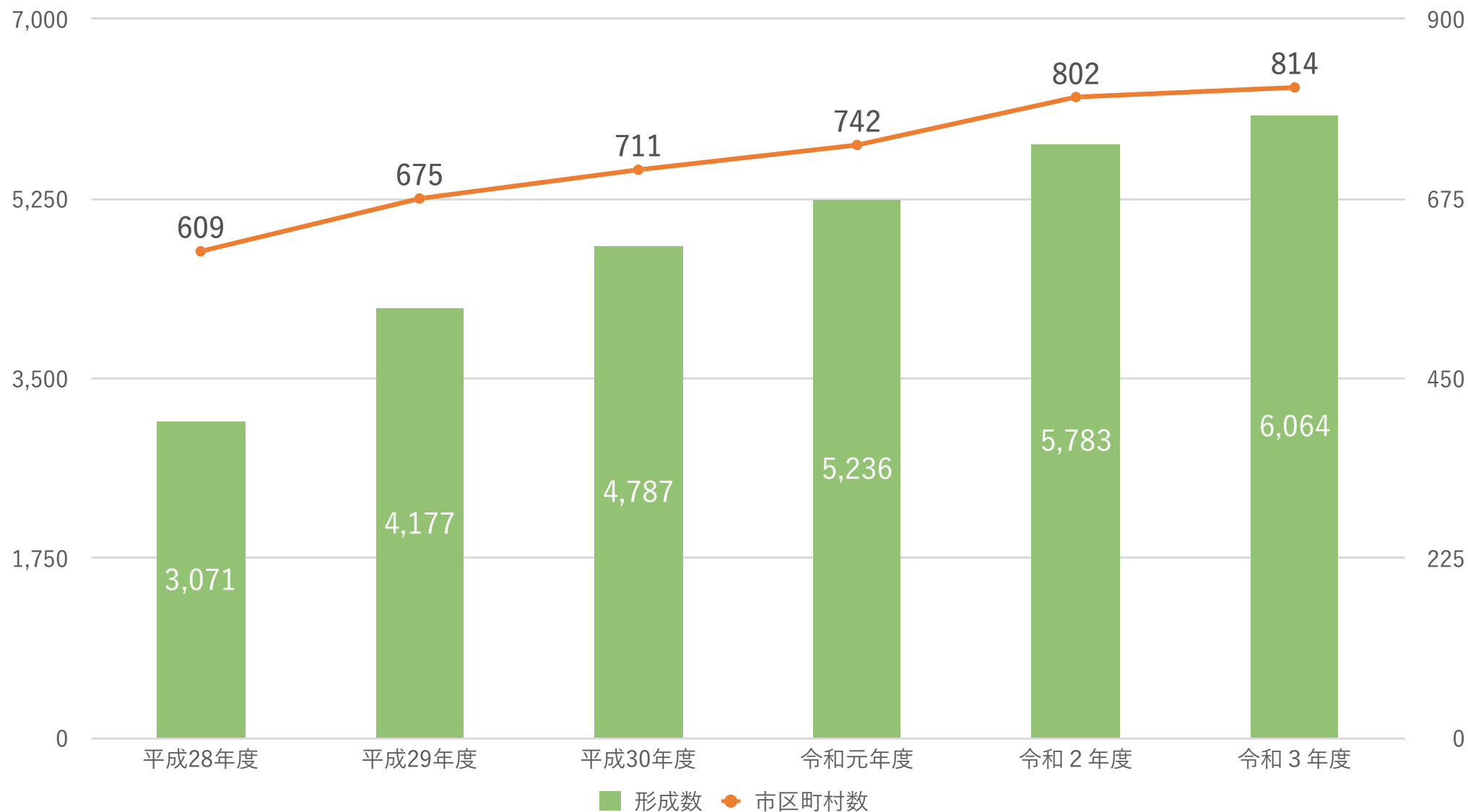
地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、
地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、
地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織（総務省2020）

< 下線部を本市の仕組みに置き換えた場合 >

- ・ 協議組織 → 地域協議会
- ・ 地域経営の指針 → 地域魅力発信プラン
- ・ 実践する組織 → 地域まちづくり推進委員会

地域運営組織の形成数の推移

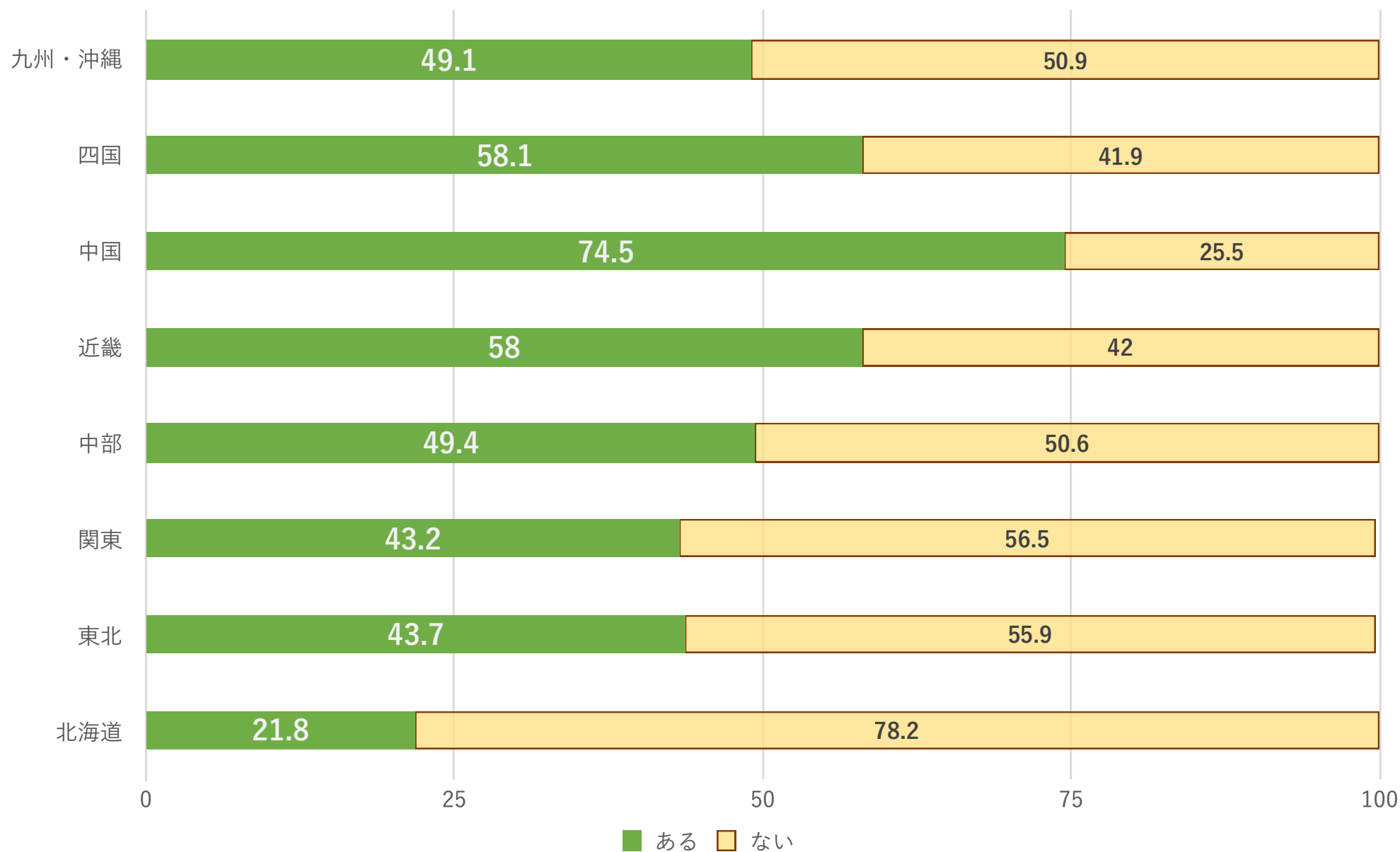
令和3年度の組織数は、全国で6,064組織あり、令和2年度(5,783組織)から 281組織増加(4.9%増)し、平成28年度に比べて約2倍に増加。また、地域運営組織が形成されている市区町村は814市区町村あり、令和2年度(802市区町村)から12市区町村増加(1.5%増)



参考：令和3年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業（総務省）

地域運営組織の有無

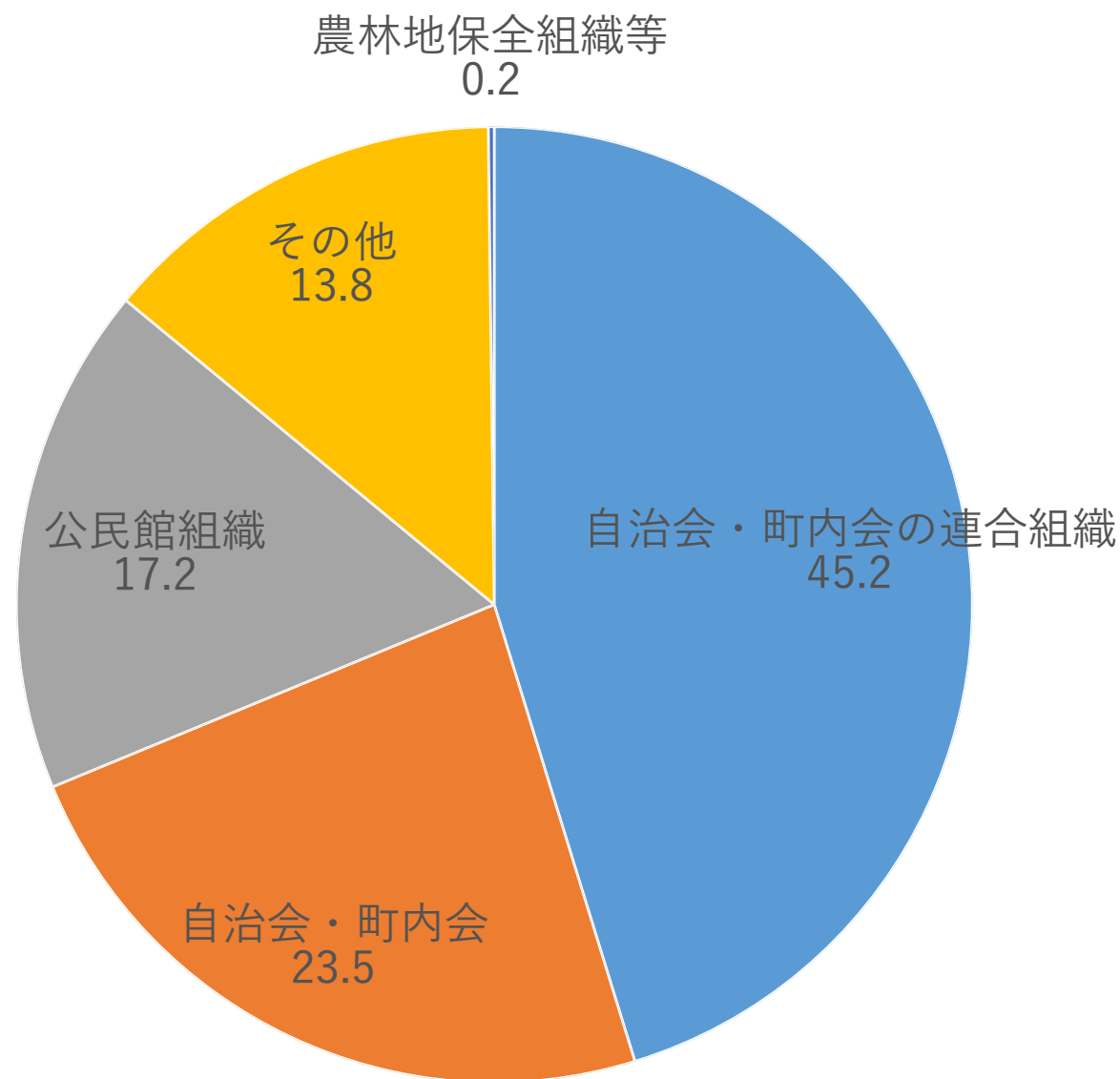
地域運営組織の有無については、中国ブロックで「ある」が74.5%を占めているほか、近畿ブロック、四国ブロックでは「ある」が約6割を占めており、西日本で「ある」の傾向が高くなっている。



参考：令和3年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業（総務省）

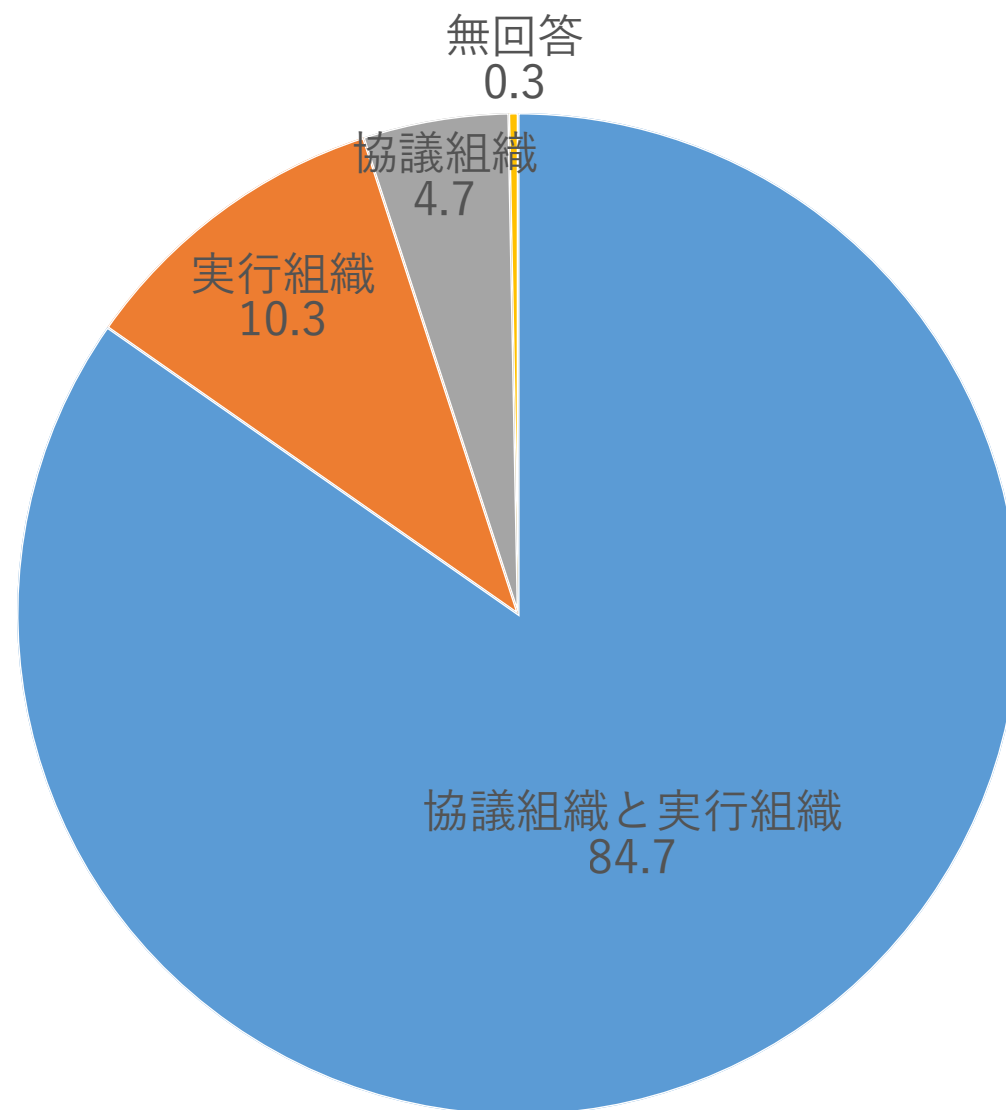
地域運営組織の母体

地域運営組織の立ち上げ経緯として「既存組織を見直し機能を追加」した団体は、「自治会・町内会の連合組織を母体」とするものが多く、45.2%を占めている。



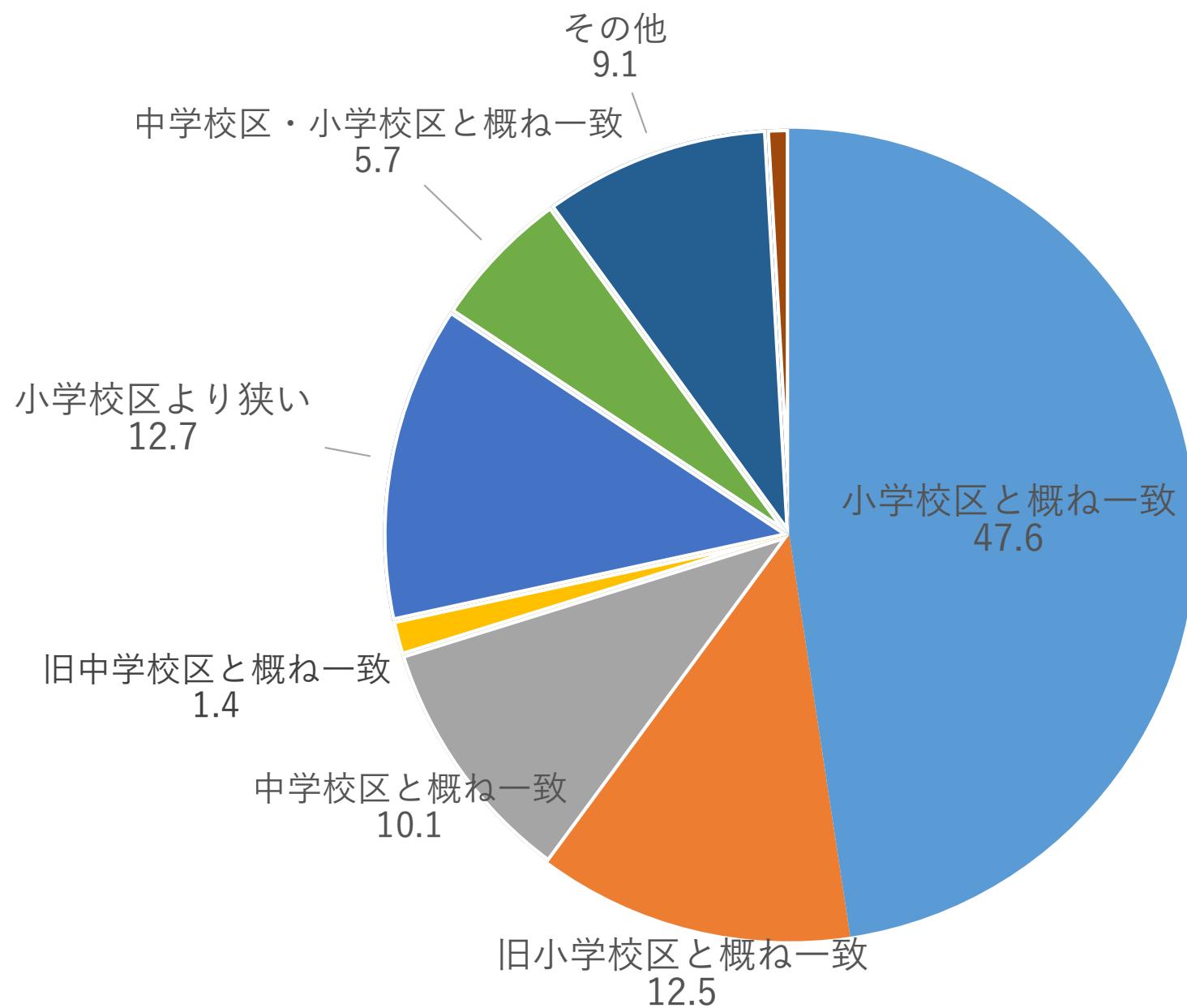
地域運営組織の組織分類

組織分類については、「協議組織と実行組織」の両方が84.7%、「実行組織」が10.3%となっており、協議組織単体で組織しているところは、少ない。



地域運営組織の活動範囲と学校区の重なり

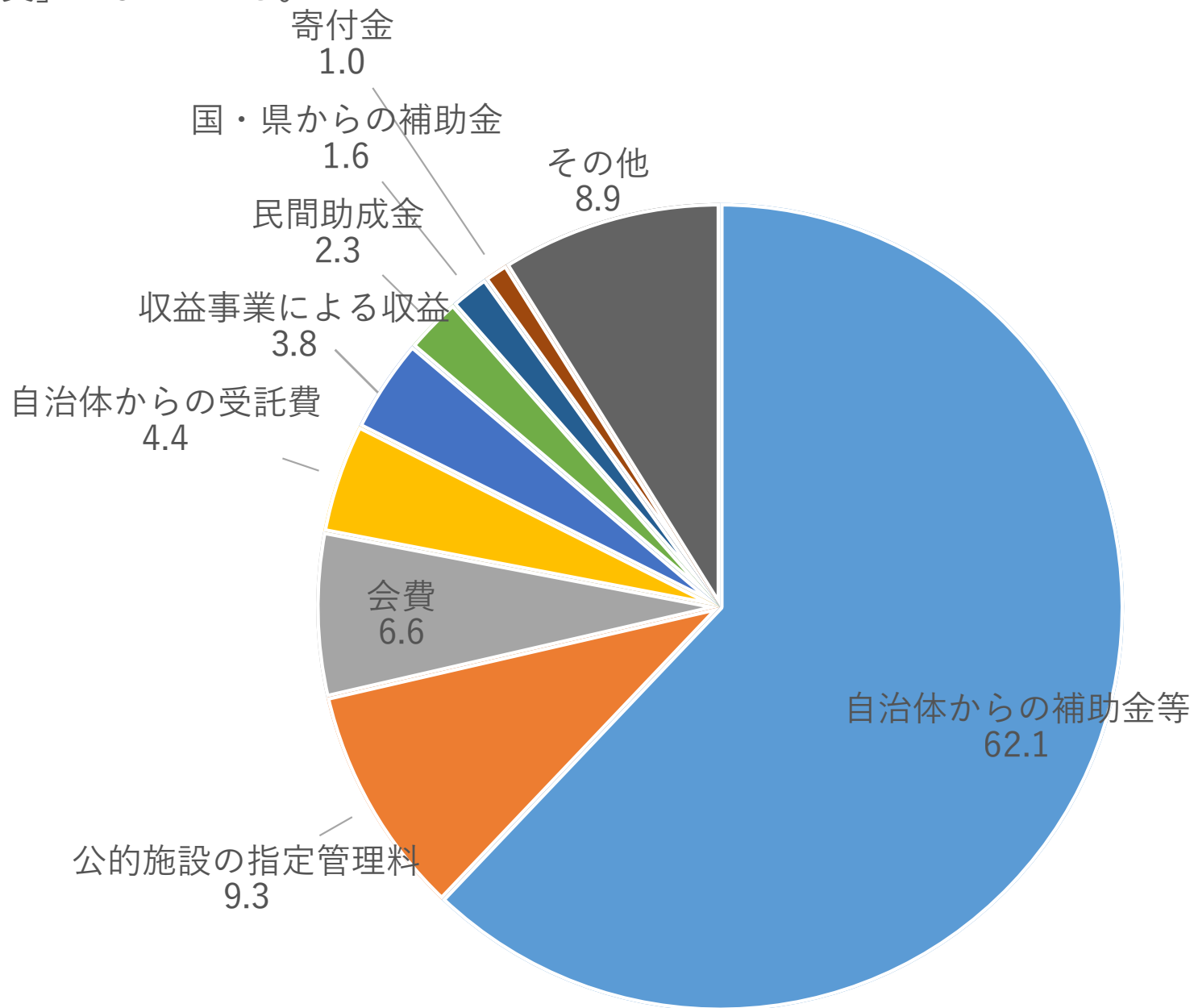
活動範囲と学校区との重なりについては、「小学校区と概ね一致する」が約5割を占めている。



参考：令和3年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業（総務省）

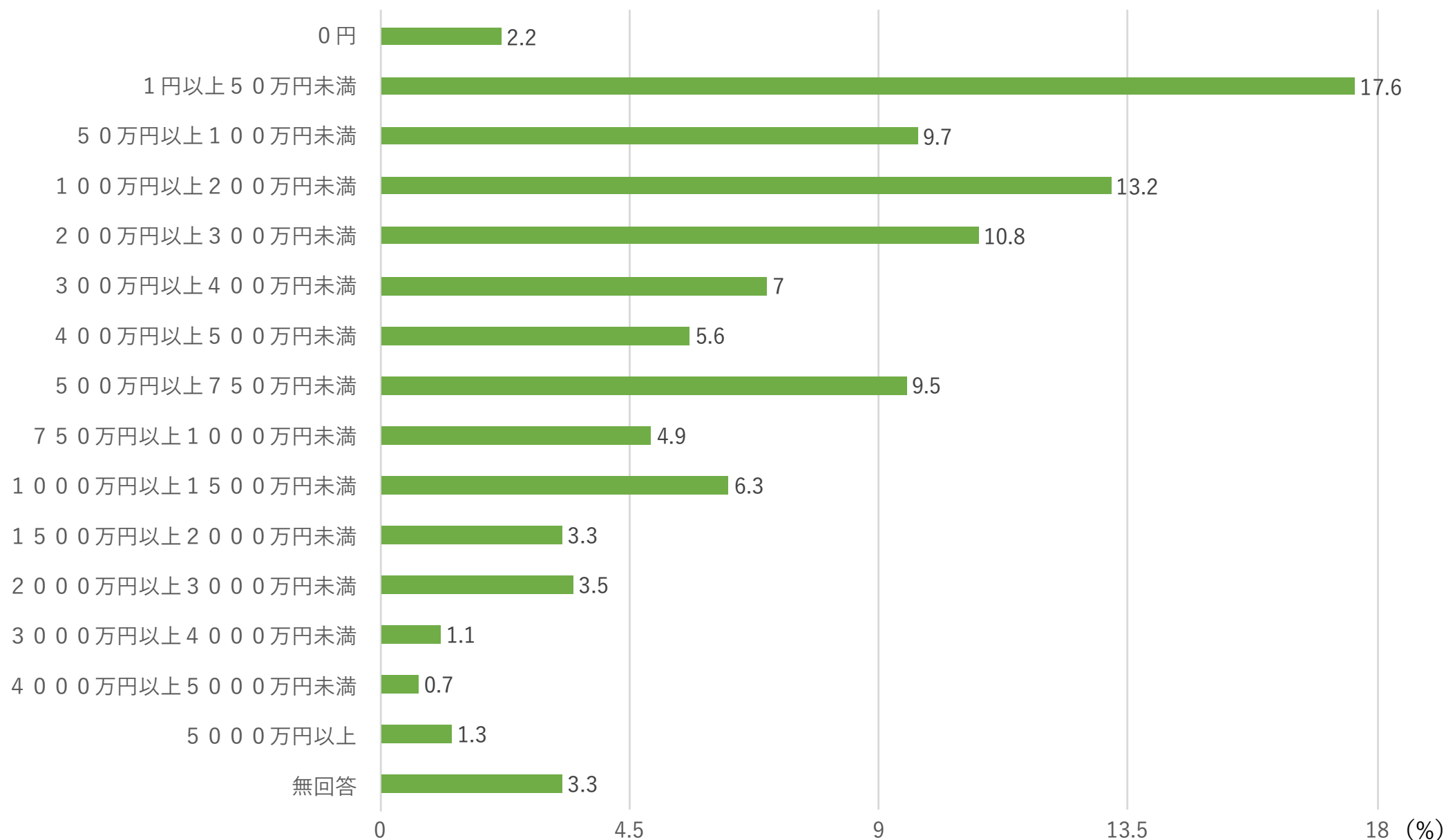
地域運営組織の収入源

地域運営組織の収入源の第1位は、「自治体からの補助金等」、次いで「公的施設の指定管理料」「構成員からの会費」となっている。



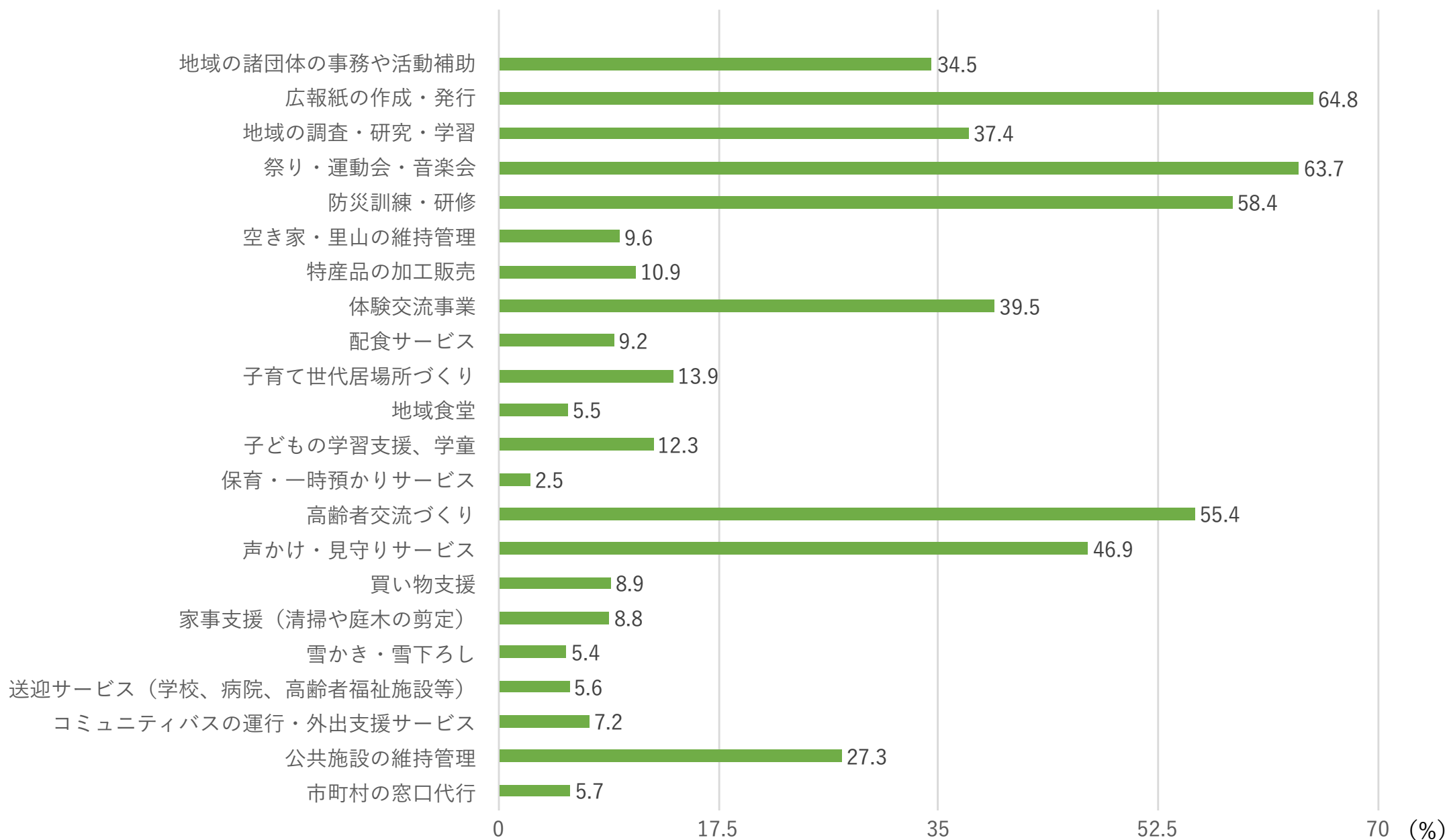
地域運営組織の収入源

地域運営組織の収入額は、「1円以上50万円未満」が最多で、次いで「100万円以上200万円未満」となっている。

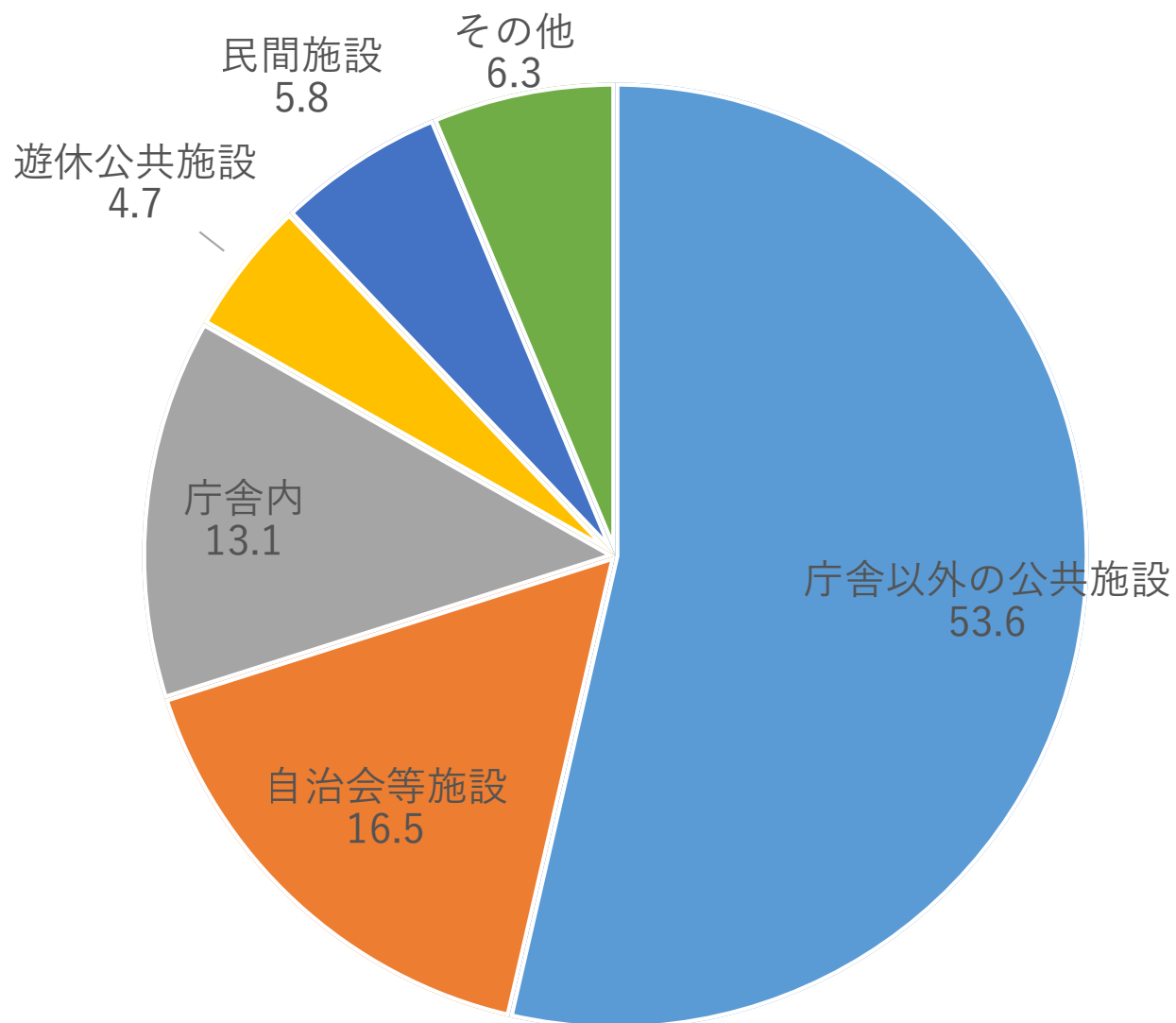


地域運営組織の活動

地域運営組織の活動状況は、「広報紙の作成・発行」「防災訓練・研修」「祭り・運動会・音楽会」が上位を占めている。「高齢者交流」や「声かけ・見守り」など福祉の活動も多くみられる。（複数回答可）



活動拠点については、「庁舎以外の公共施設」「庁舎内」を合わせると公共施設が7割を超えており、ここには記載していないが、施設を無料で借りている団体が多い。



- レ 地域運営組織の組織数は、年々増加
- レ 地域運営組織の基礎的な構成団体は、自治会や自治会連合組織
- レ 組織形態（機能）は、協議組織と実行組織の一体型
- レ 活動範囲は、概ね小学校区と一致
- レ 収入源の多くは、自治体からの補助金や指定管理料等
- レ 活動拠点は、公民館等を含む公共施設

□ 全国における地域運営組織の状況（令和3年度総務省調査）

■ 地域自治区制度を導入している自治体の状況

- ・ 愛知県 豊田市
- ・ 新潟県 上越市

■ 独自の制度を導入している自治体の状況

- ・ 香川県 高松市
- ・ 兵庫県 明石市
- ・ 愛知県 高浜市

【総括】宮崎市以外の自治体の地域と行政の協働の取組

NO	都市名	基本情報		地域運営組織			財政支援	事務局・活動拠点	人的支援	中間支援組織								
				名称 (数/地区数)	活動区域	組織 形態					構成団体							
(1)	愛知県 豊田市	人口	418,274人	地域自治区制度 地域会議 (28/28) ※地域自治区数は12で、一つの地域自治区の中に、複数の地域会議がある場合は、別途代表者会議を設置している。	中学校区	協議	<ul style="list-style-type: none"> ・単位自治会、自治会連合会 ・社会福祉協議会 ・民生委員児童委員協議会 ・老人クラブ ・青少年育成協議会 ・PTA ・公募 ※再任は1回まで	<ul style="list-style-type: none"> ・わくわく事業補助金 (5,000千円/1地域会議) ※市民活動団体やコミュニティ会議等への財政支援で、地域会議はその審査を行う。 ・地域予算提案事業 (20,000千円/1地域会議) ※地域と行政が連携して実施する事業 地域によっては、地域会議が活動の主体となっているところもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁・支所 (11) (合計12か所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治区事務所職員の配置 	—							
		高齢化率	24.0%															
		自治会加入率	79.1%									地域会議の一部 地区コミュニティ会議 (28/28)	実践	<ul style="list-style-type: none"> ・単位自治会 ・青少年育成協議会 ・高齢者クラブ ・PTA 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区コミュニティ推進事業交付金 (320~380千円/団体) ・コミュニティ助成事業補助金 (250千円/団体) 1~2団体/年 ・その他、福祉健康に関する補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流館 (中学校区に1館設置) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区コミュニティ会議の事務局を交流館が担っている。 	—
		面積	918.3km ²															
(2)	新潟県 上越市	人口	185,892人	地域自治区制度 地域協議会 (28/28)	昭和・平成の合併前の町村区域	協議	公募公選制 (区の住民からの公募) ※定数より多かった場合は、選挙を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業 ※1地域自治区あたり4,900千円~12,400千円(均等割+人口割)を配分し、市民活動団体等に補助金として交付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンター (3) ・総合事務所 (13) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治区事務所の職員 	—							
		高齢化率	33.3%															
		自治会加入率	不明															
		面積	973.3km ²															
(3)	香川県 高松市	人口	421,959人	地域コミュニティ協議会 (44/44) ※内、2団体が法人格を取得 (一社1・NPO1) ※地区自治会連合会と統合	小学校区	協議 実践	<ul style="list-style-type: none"> ・単位自治会、自治会連合会 ・社会福祉協議会 ・民生委員児童委員協議会 ・老人クラブ ・PTA ・青少年育成協議会 ・NPO法人 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり交付金 (平均6,600千円/団体) ・コミュニティセンター管理運営費 (平均11,162千円/館) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター (小学校区に1館設置) ※管理運営を地域コミュニティ協議会が指定管理者として担っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ協議会地域担当協働推進員の配置 (各地域コミュニティ協議会に居住する局次長級・課長級職員) 	(一社)高松市コミュニティ連合会 ・コミュニティ協議会の活動支援 ・自治会の活動支援 ・コミセン委託契約の事務委任 ・コミュニティ協議会の実務支援 (労務、税務等)							
		高齢化率	28.4%															
		自治会加入率	52.67%															
		面積	375.4km ²															
(4)	兵庫県 明石市	人口	304,108人	校区まちづくり協議会 (28/28) ※内、まちづくり計画書を策定している団体は、17団体	小学校区	協議 実践	<ul style="list-style-type: none"> ・単位自治会、自治会連合会 ・社会福祉協議会 ・民生委員児童委員協議会 ・老人クラブ ・青少年育成協議会 ・PTA ・学校教職員 ・NPO法人 ・地元企業など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交付金 (認定団体のみ) (1,540千円~7,290千円) ・住みよい地域づくり補助金 (600千円/団体) ・地域事務局支援事業補助金 (2,000千円/団体) ・安全安心の地域活動補助金 (500千円/団体) ※コミセン委託料などの加算額あり	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター (小学校区に1館設置) 一部は、小学校余裕教室内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援担当職員の配置 (担当課職員) 	(一財)明石コミュニティ創造協会 ・まちづくり計画策定支援 ・広報関係の支援							
		高齢化率	25.7%															
		自治会加入率	65.92%															
		面積	49.4km ²															
(5)	愛知県 高浜市	人口	49,292人	まちづくり協議会 (5/5) ※内、1団体が法人格を取得 (NPO) ※一部、地区自治会連合会と統合	小学校区	協議 実践	<ul style="list-style-type: none"> ・単位自治会 ・社会福祉協議会 ・民生委員児童委員協議会 ・老人クラブ ・PTA ・青少年育成協議会 ・学校教職員 など	<ul style="list-style-type: none"> ・市民予算枠事業(地域一括交付型) 4~5,000千円+α(協議枠)/団体 ・地域内分権推進事業 防犯パトロールや福祉事業など取組事業の積算による。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいプラザ (小学校区に1館設置) ※一部のコミュニティプラザでは、まちづくり協議会が指定管理者を担っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員特派員制度 (勤務2年~6年以下の職員への任命) ・防災担当課では、職員がまちづくり協議会の部会に入り、地域防災について、情報提供を行うなどの支援を実施。 	—							
		高齢化率	19.2%															
		自治会加入率	52.1%															
		面積	13.11km ²															

特色

■地域分権の推進

- 地域の課題を明らかにして課題解決の優先順位等を自己決定し、解決のために必要な取組を行っている。
- 地域運営組織が、地域課題に柔軟に対応でき、事務負担の軽減が図られるよう、各地域団体への補助金等を統合している。（包括的な補助金・交付金）
- 多様な主体がまちづくりにかかわることができるよう、公募によって、地域団体等による取組を募集し、活動に対する支援の仕組みが構築されている。

■出先機関（支所等）への権限移譲

- 地域のことは地域で決定できるよう出先機関に補助金の交付決定権や本庁への予算提案権が付与されている。

■地域と行政の事務と組織のスリム化・統合化

- 地域と行政の連絡・調整の窓口を地域運営組織に一本化するなどの取組がみられる。

■中間支援組織による支援強化

- 継続的に地域を支援できるよう中間支援の機能に重きを置いている。

地域自治区制度の導入状況（一般制度）

地域自治区制度を導入している自治体は、全市町村の1%にも満たない。

地域自治区制度を廃止し、新たに独自の仕組みを構築している自治体もある。（由利本荘市・香取市・恵那市）

	自治体名	合併期日	制度設置日	現況	実施期間	廃止理由
1	北海道 せたな町	H17.9.1	H22.4.1	○		
2	北海道 むかわ町	H18.3.27	H18.3.27	○		
3	岩手県 宮古市	H17.6.6	H17.9.1	○		
4	岩手県 花巻市	H18.1.1	H18.1.1	○		
5	秋田県 横手市	H17.10.1	H17.10.1	H22.3廃止	約5年	設置期間が満了したため。
6	秋田県 由利本荘市	H17.3.22	H17.3.22	H25.6廃止	約8年	地域協議会が市の諮問に対して答申するだけの組織であったことから、制度を見直し、新たな住民自治の仕組みを構築するため。
7	秋田県 大仙市	H17.3.22	H17.3.22	○		
8	福島県 南相馬市	H18.1.1	H18.1.1	○		
9	福島県 南会津町	H18.3.20	H18.3.20	○		
10	千葉県 香取市	H18.3.27	H18.3.27	H23.3廃止	約5年	合併後、一定期間が経過したため見直しを図るとともに、新たな制度を構築し、機能充実に努めるため。
11	新潟県 上越市	H17.1.1	H17.1.1	○		
12	山梨県 甲州市	H17.11.1	H17.11.1	H20.3 廃止	約2年	地域協議会が市への意見陳述や会議のあり方の議論に留まり住民自治の機能を高めることができなかったため。
13	長野県 飯田市	H17.10.1	H17.10.1	○		
14	長野県 伊那市	H18.3.31	H18.3.31	○		
15	岐阜県 恵那市	H16.10.25	H17.1.25	H31.4廃止	約15年	地域住民の負担を軽減するとともに、より地域力の向上と自主自立の地域運営ができるよう、新たな制度を構築するため。
16	静岡県 浜松市	H17.7.1	H17.7.1	H24.3 廃止	約6年	合併時の未調整事務事業の調整が概ね終了したため。
17	愛知県 豊田市	H17.4.1	H17.4.1	○		
18	愛知県 新城市	H17.10.1	H25.4.1	○		
19	島根県 出雲市	H17.3.22	H17.4.1	H29.3 廃止	約12年	合併後、10年が経過し、一定の役割を終えたため。
20	熊本県 玉名市	H17.10.3	H17.10.3	H28.4 廃止	約10年	設置期間が満了したため。
21	宮崎県 美郷町	H18.1.1	H22.1.1	H25.3廃止	約3年	設置期間が満了したため。
22	宮崎県 宮崎市	H18.1.1	H18.1.1	○		

豊田市の概要

■人口・世帯数等

	平成24年	令和4年
人口	422,830人	418,274人
世帯数	166,970人	183,262人
1世帯当たり人数	2.53人	2.28人
面積	—	918.32km ²
1km ² 当たりの人口	—	455人
高齢化率	17.4%	24.0%
自治会加入率	—	79.12%

■平成における合併状況

平成17年4月：藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、
稲武町と合併

「市民と行政」でつくる新しい力

わたしたちがつくる

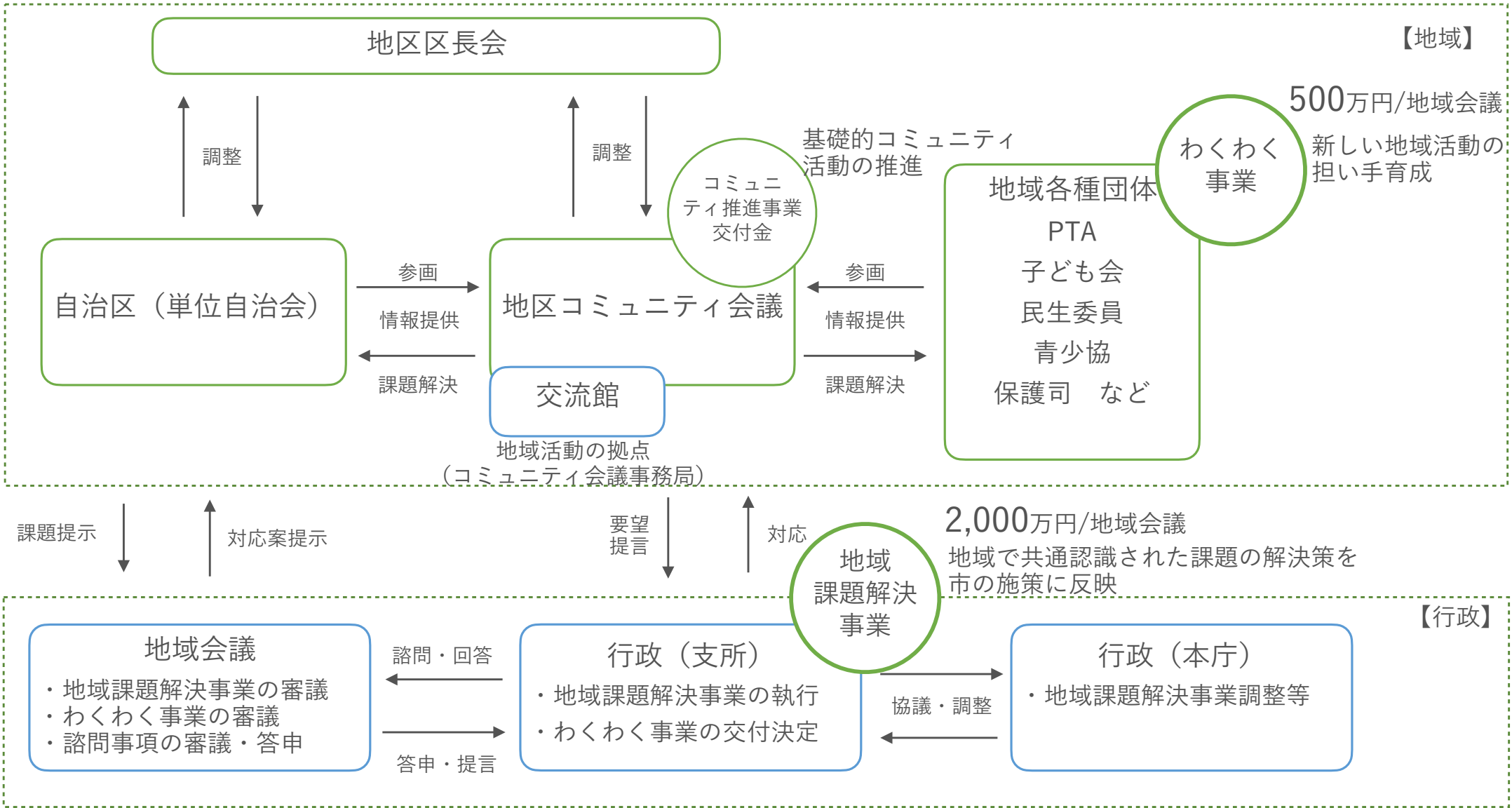
まち
わたしたちの地域

～ 地域自治システム ～

<豊田市>地域自治区制度を導入している自治体の状況

地域組織と地域会議等との関係

地域課題解決事業は、行政の各担当部局の地域施策と連動するように調整が図られている。わくわく事業では、新しい地域活動の担い手育成も目的の一つとなっている。地区コミュニティ会議の事務局を中学校区ごとに設置されている交流館が担っており、組織運営に係る事務を処理し、側面的な支援を行なっているのも特徴の一つ。



上越市の概要

■人口・世帯数等

	平成24年	令和4年
人口	205,610人	185,357人
世帯数	72,729人	77,205人
1世帯当たり人数	2.8人	2.4人
面積	—	973.3km ²
1km ² 当たりの人口	—	190人
高齢化率	%	33.3%
自治会加入率	—	不明

■平成における合併状況

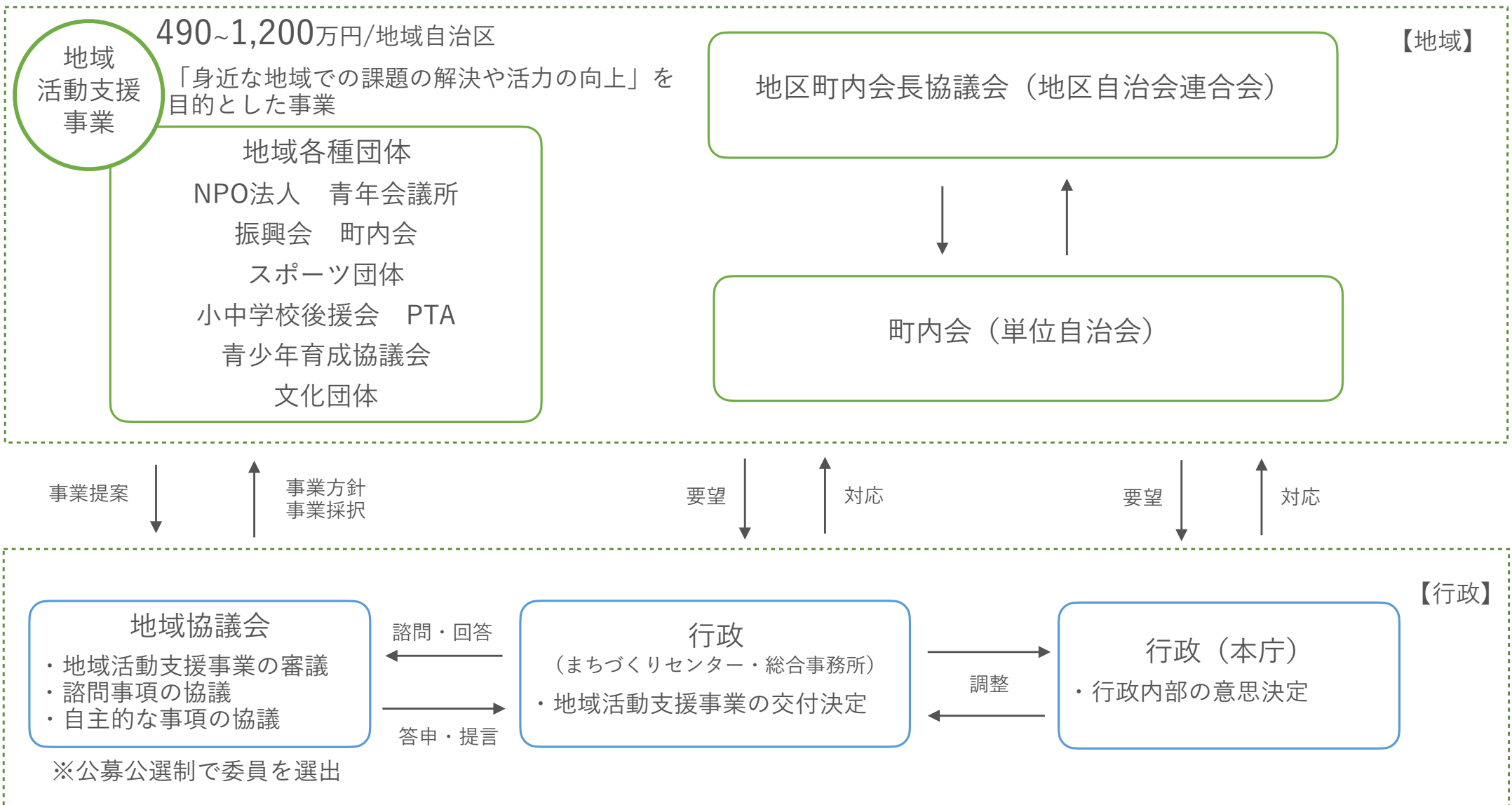
平成17年1月：安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町と合併

身近な地域からはじめよう
わたしたちのまちづくり

<上越市> 地域自治区制度を導入している自治体の状況

地域組織と地域協議会等との関係

本市の地域まちづくり推進委員会のような地域団体等の活動を補完するネットワーク団体は、組織化されていない。地域協議会の委員は、公募公選制（定員を超える場合は選挙を実施）をとることで、地域の代表制を確保しているのも特徴である。



高松市の概要

■人口・世帯数等

	平成24年	令和4年
人口	426,712人	421,959人
世帯数	185,434人	201,055人
1世帯当たり人数	2.3人	2.1人
面積	—	375.4km ²
1km ² 当たりの人口	—	1,124人
高齢化率	22.8%	28.4%
自治会加入率	—	52.67%

■平成における合併状況

平成17年9月：塩江町と合併

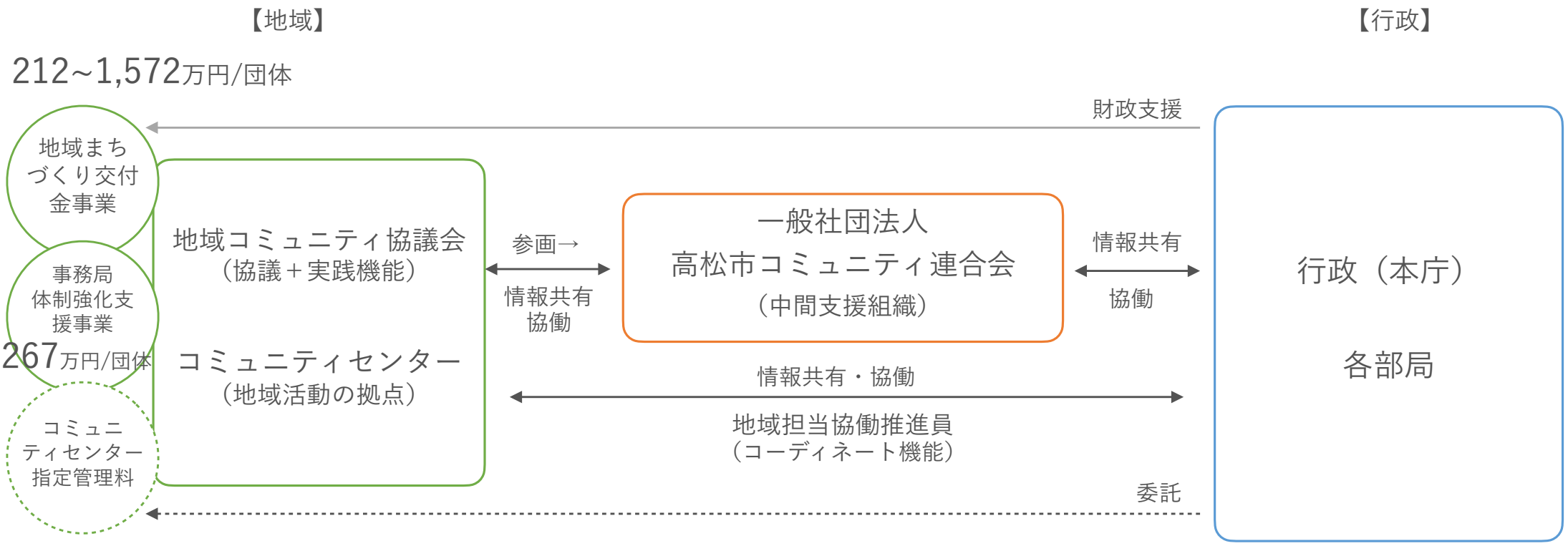
平成18年1月：牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町
と合併

コミュニティを軸とした
協働のまちづくり

<高松市>独自の制度を導入している自治体の状況

地域コミュニティ協議会と行政等との関係

地域コミュニティ協議会は、小学校区単位に44団体設置されており、構成員は地域の居住者や法人等はもとより、居住していない通勤、通学者、所属する法人等からの加入も可能となっている。
 地域コミュニティ協議会が、地域と行政の連絡・調整機能を担っており、窓口が一本化されている。



主な役割 (Main Roles)

地域コミュニティ協議会	コミュニティ連合会	行政 (本庁 各部署)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域計画づくり ・ 生活充実型の活動 (スポーツ・文化等) ・ 課題解決型の活動 (防災・福祉等) ・ コミュニティセンターの管理運営 ・ 生涯学習の推進 ・ <u>地域と行政との連絡・調整 (窓口)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ協議会の活動・運営支援 ・ コミュニティ協議会の実務支援 (労務・税務など) ・ コミセン委託契約の事務委任 ・ 自治会の活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ協議会運営支援 ・ コミセン施設施設整備 ・ 生涯学習事業支援 ・ その他の地域施策

明石市の概要

■人口・世帯数等

	平成24年	令和4年
人口	292,550人	304,108人
世帯数	126,273人	135,048人
1世帯当たり人数	2.32人	2.25人
面積	—	49.42km ²
1km ² 当たりの人口	—	6,154人
高齢化率	21.8%	25.7%
自治会加入率	—	65.92%

■平成における合併状況

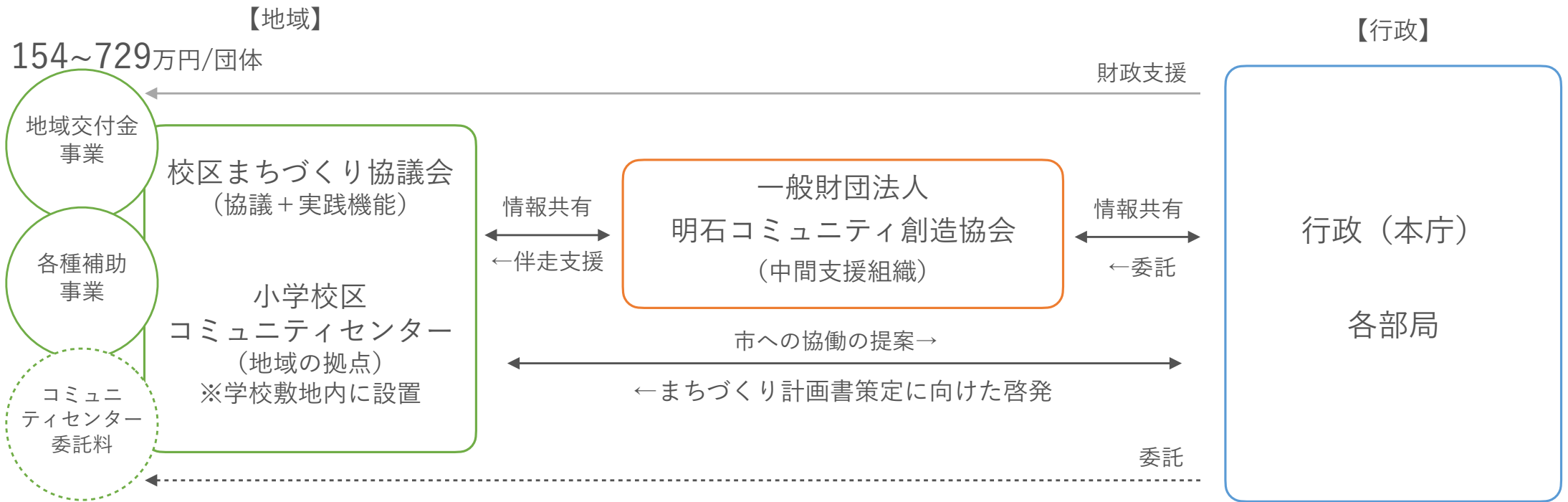
合併なし

市民主体のまちづくりを目指して

<明石市>独自の制度を導入している自治体の状況

校区まちづくり協議会と行政等との関係

各小学校区の特性に応じたまちづくりを進めることを目的に、「まちづくり計画書」に基づき、市と協定を締結した校区まちづくり組織の取組に対し、必要な経費の一部を市が「地域交付金」として補助している。地域交付金には、基礎額と校区まちづくり協議会の取組に応じた加算額により積算され、交付される。



主な役割

校区まちづくり組織

- ・小学校区の課題解決に向けた取組
- ・まちづくり計画書に基づいた取組

明石コミュニティ創造協会

- ・地域自治組織の支援
- ・生涯学習社会教育の推進
- ・男女共同参画の推進
- ・分野型市民活動の支援
- ・その他協働のまちづくりの推進 (情報発信等)

行政 (本庁 各部署)

- ・校区まちづくり組織の財政支援
- ・コミセン施設施設整備
- ・その他の地域施策

高浜市の概要

■人口・世帯数等

	平成24年	令和4年
人口	45,901人	49,292人
世帯数	17,604人	21,079人
1世帯当たり人数	2.61人	2.34人
面積	—	13.11km ²
1km ² 当たりの人口	—	3,760人
高齢化率	17.1%	19.2%
自治会加入率	—	52.1%

■平成における合併状況

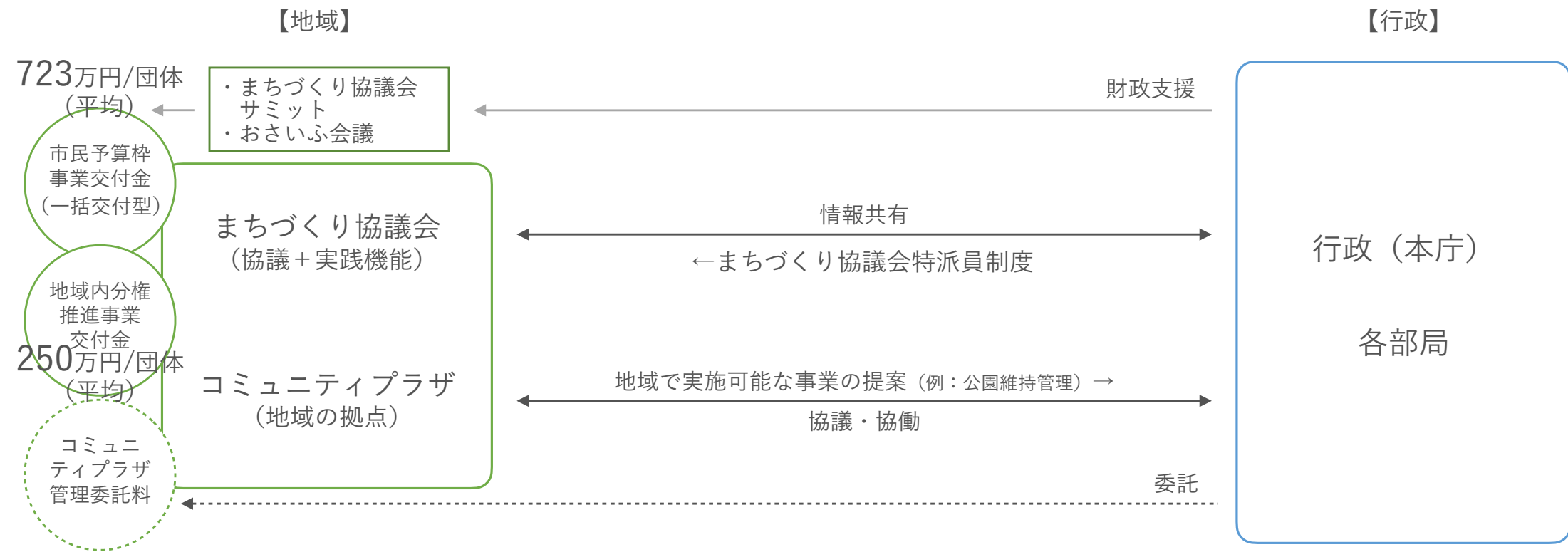
合併なし

思いやり 支え合い
手と手をつなぐ 大家族たかはま
市民が主役のまちづくり

<高浜市>独自の制度を導入している自治体の状況

まちづくり協議会と行政等との関係

各小学校区の課題解決や魅力アップに向けて、まちづくり協議会が組織されている。地域の活動拠点として、コミュニティプラザが設置され、一部の地域では指定管理者制度により運営されている。



主な役割

まちづくり協議会

- ・ 地域課題の解決に向けた取組
- ・ 地域の魅力アップに向けた取組

行政 (本庁 各部署)

- ・ まちづくり協議会への財政支援
- ・ コミュニティプラザ施設整備
- ・ その他の地域施策

今回調査した自治体においても、地域社会における諸課題の解決に向けて、地域住民、各種地域団体、中間支援組織等、様々な地域社会の担い手が参画し、取り組まれており、地域と行政が地域まちづくりを進めるための仕組み（制度）は多様である。

持続可能な地域まちづくりのあり方について、方向性を検討していくため、次の視点でご意見をいただきたい。

1 地域自治区制度の導入により、目的としていた効果（成果）は得られているのか。

【設置目的】

平成18年1月～

地域自治区制度の
導入

地域社会の住民自治力（地域力）を高め、行政とのパートナーシップのもとで、効果的・効率的に地域課題の解消を図り、自信と誇りのもてる地域をつくる。

出典：地域自治区マニュアル
（平成17年12月宮崎市）

- 1 地域の多様性を生かした住民主体のまちづくりを推進する。
- 2 多様な主体による協働を推進し、自律性の高いコミュニティを形成する。
- 3 地域住民の声を市政や地域のまちづくりに反映する。
- 4 地域と行政が有する情報のほか、地域ニーズや課題等を共有する。
- 5 一部の行政サービスを提供し、市民生活の利便性を高める。

2 人口減少や少子高齢化、税収の減少や地域課題の多様化等、社会環境の変容を踏まえ、持続可能な地域まちづくりを推進するにあたり、上記目的の重点化を図る必要があるのではないか。

【次回以降】

3 持続可能な地域まちづくりを推進するにあたり、地域まちづくりの仕組み（制度）は、どのようにあるべきか。

宮崎市における地域まちづくりのこれまでの成果と今後検討を要する事項

	これまでの成果	今後の地域まちづくりに向けて検討を要する事項	
<p>地域協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の代表性 地域団体の代表で構成されているため、地域課題をはじめ団体の情報共有、団体間の連携・協力体制が構築できている。 ・地域の連携強化 地域の各種団体にアンケートを実施するなどして、地域の実態を把握し、団体間の調整をはじめ、課題解決に向けて協議されている地域もある。また、専門委員会を設置し、議論を深めている地域もある。 ・団体自治への参画(地域施策に対する意見具申) 市に地域施策の提言や改善など、多くの地域で意見書が提出されており、団体自治への参画が進んでいる。 ・地域まちづくりの取組の推進 地域の将来像と基本目標を定めた計画(地域魅力発信プラン)を適宜見直し、まちづくりの取組を推進している地域もある。 地域まちづくり推進委員会の取組について、計画や実績を協議し、意見を述べ、活発な協議が行われている地域もある。 ・地域協議会委員の住所要件 地方自治法の規定により、委員の住所要件があることで、より身近な人の集まりで、協議することができている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の形骸化・地域協議会の役割の認識不足 地域コミュニティ活動交付金事業の計画や実績報告の承認にとどまっている地域もあるほか、地域協議会の役割について、委員の認識に偏りがある地域もある。 ・住民組織の二重化・重層化、協議委員の高齢化・固定化(長期化) 地域協議会の委員と地域まちづくり推進委員会の委員、その他の団体委員と重複しており、住民の負担に偏りがある。また、委員の高齢化・固定化等がみられるところもある。 ・諮問機関としての有効性 市の施策等を諮問するケースが少なく、機能が生かされていない面もある。 ・地域協議会委員の住所要件等 地方自治法の規定で、委員には住所要件があるため、地域内外を問わず、地域に必要な方を選任できないことがある。また、地域団体の代表者や役員は、男性が多いことから女性の委員を選任することが難しい地域がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動等の区域 地域自治区の区割りが、地域団体等の活動区域や学校区等と一致しないため、各種団体等が連携しにくいところがある。 ・ 地域と行政の役割分担 両者が担う事業領域に曖昧な部分がある。 行政が地域に依頼する事業(事務)も多く、地域の負担となっている。
<p>地域まちづくり推進委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体のまちづくりの推進 地域住民の方が主体となって活動されることで、地域資源を活用するとともに、地域の実情に沿ったまちづくりが進展している。 ・ネットワーク組織としての補完性 地域協議会の承認を受けた公益性の高い団体として、個々の団体等では対応が困難な事業に、主体的に、あるいは、連携して取り組まれている。 ・課題解決型の取組の推進と基盤強化に向けた運営意識の醸成 地域福祉や環境など、地域課題の解決に向けた取組が増えてきている。公立公民館等と自らの事業との関係性に目を向け、公立公民館等の管理運営に関心を示す地域もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体の組織力の低下 人口減少や高齢化に伴い、活動者が固定化し、担い手の確保に苦慮している。現役世代がまちづくりに関わる“しかけ”(仕組みやきっかけ)が重要である。 ・多様化する住民ニーズや地域課題への対応 課題認識はあるものの、事業の見直しが難しい地域もある。また、人材の固定化・高齢化等の理由により、事業を廃止せざるを得ない状況が生じている。そのような中で、新たな取組を実施することが難しくなっている面もある。 ・人材の発掘・育成 地域課題の解決に向けた取組には、専門性が求められるものが出てきており、新たな視点を持って持続可能なまちづくりを推進するためには、人材の発掘・育成が重要である。 ・機動的・臨機応変な取組への対応 事業計画や実績報告、計画の変更には、地域協議会の承認が必要となっており、機動的・臨機応変な対応が難しい。 ・役員や事務局員の処遇、雇用の確保 役員等に手当(会長手当等)や事務局職員の賃金等の処遇に改善を求める声があるほか、事務局職員の確保に苦慮している(事務局員の固定化)地域もある。また、担い手不足等から事務局職員の負担も増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二重の評価と事務負担 地域まちづくり推進委員会が実施している事業を地域協議会が評価するとともに、地域コミュニティ活動交付金評価委員会が外部からの視点で評価を行っており、評価にあたって、負担は大きい。
<p>地域自治区事務所 公立公民館等 (行政)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に最も身近な行政機関としての地域活動等の支援 地域住民の意見調整や地域の各種団体との連絡調整、運営に関する協議等に応じ、取組を支援している。 ・出先機関としての行政サービスの提供 地域施策に係る地域への情報提供をはじめ、住民の日常生活の困り事などの相談を受けやすく、地域と本庁のつなぎ役となっている。 ・生涯学習と地域活動、防災の拠点 公立公民館等は、生涯学習だけでなく、地域住民の交流、まちづくり、災害時の避難所として、重要な拠点となっている。 ・公立公民館等の一体的な運営 館長の専決権や使用基準等の見直しにより、地域での学習の成果を地域活動につなげていくという認識が上がってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の地域への関わり方による住民負担の増加 各部局が直接、地域と関わることで、地域力を分散させたり、特定の人材に負担が集中したりしている。(地域自治区事務所が情報を把握していないケースもある。) ・地域協議会事務局としての機能 各部局が有する地域課題や情報のほか、地域施策の展開など、地域協議会への情報提供不足により、政策決定や意見調整の場として機能していない地域もある。 ・分掌事務と事務権限のあり方 地域から相談・要望や提言等があっても、地域自治区事務所では、本庁につなぐことしかできない。また、災害時に迅速な判断が求められる場合、地域事務所では対応に苦慮している。 ・地域まちづくりと公立公民館等の連携強化 公立公民館等の機能(つどろ・まなぶ・むすぶ)が地域まちづくりに十分に生かされていないため、連携した取組を促進する必要がある。住民主体のまちづくりを推進するためには、職員のスキルアップが必要である。 ・補完性の原理と行政事務の整理 DX時代を受け、地域のことは地域で完結できるよう、市民サービスを含め、整理が必要である。 	

【総論】

持続可能な地域まちづくりを推進するために、
どのように対応していくべきか。

（仕組みの最適化・再構築）

持続可能な発展（持続可能性）の概念

1987年国連「環境と開発に関する世界委員会」～われら共通の未来～

「将来世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日世代のニーズを満たすような発展」

【各論】

1 地域まちづくりに係る地域組織のあり方

- ・地域まちづくり活動を持続可能なものとするために、性別や世代等にかかわらず、多様な主体の参画をどのように促し、組織体制を構築していくか。
- ・これまで地域のまちづくりを担ってきた活動者や新たな地域活動の担い手が、やりがいや生きがいを持って取り組める組織体制をどのように構築すべきか。

2 住民主体による地域組織の運営のあり方

- ・人口減少や少子高齢化など、社会環境が変容する中で、時代の変化に対応した地域組織の運営をどのように確保していくか。
- ・地域のまちづくりを担う人材の発掘・育成をどのように推進し、持続可能な組織運営を図っていくか。

3 地域まちづくりに係る行政支援のあり方

- ・地域自治区事務所は、行政の地域施策を踏まえ、地域をどのように支援すべきか。
- ・行政は、地域コミュニティ活動交付金など、どのように地域への財政支援をすべか。
- ・行政は、公民館等を地域活動の拠点とするために、地域をどのように支援すべきか。
- ・行政は、地域への負担を軽減し、地域のことは地域で決定できるようにするためは、どのように支援すべきか。
- ・行政が担う領域と地域が担う領域をどのように整理していくべきか。